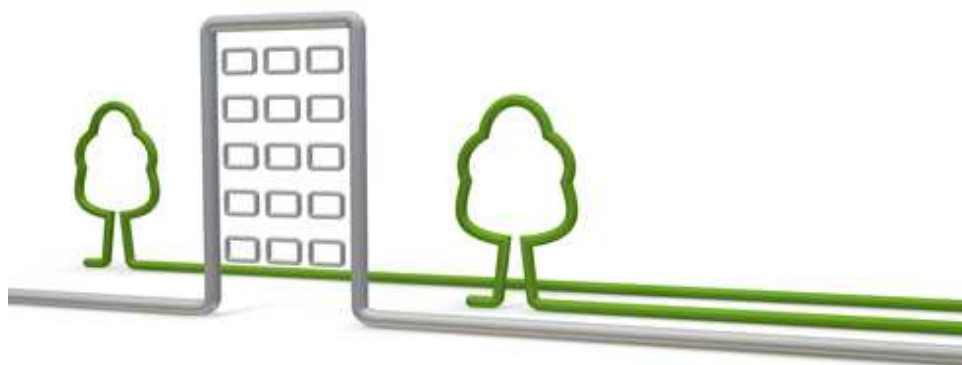


# 根室市

## 統計調査員への登録

～あなたも統計調査員として活躍しませんか～



### ■統計調査員とは・・・■

統計調査の際に、調査対象となる世帯や事業所などと直接やりとりし、調査票を配布・回収する責任ある重要な任務を担う仕事です。

根室市においても、多くの統計調査員が活躍し日本の統計を支えています。

# 目 次

1.	統計調査員になるための手続き	1
2.	登録調査員制度の目的	2
3.	統計調査員の仕事	2
4.	統計調査員が担う役割と重要性	2
5.	統計調査員の身分	2
6.	統計調査員の報酬	3
7.	統計調査員の災害補償	3
8.	統計調査員の研修	3
9.	統計調査員の表彰制度	3
10.	統計調査員の義務	4
11.	調査従事への確認	4
12.	主な統計調査	5
13.	その他の調査への推薦	6
14.	登録申込書は根室市ホームページからダウンロードできます	6
15.	「根室市統計調査員登録申請書（様式1）」	7
16.	「根室市統計調査員登録変更・抹消申出書（様式2）」	8

－お問合せ先－

根室市役所総務部情報管理課統計担当

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地

TEL 23-6111 内線2356



## 1. 統計調査員になるための手続き

### ■「統計調査員登録申請書」を入手します。

統計調査員の登録をするために、次の方法で「根室市統計調査員登録申請書」を入手します。

- ① 市役所3階情報管理課統計担当にお越しのうえ入手する。
- ② 根室市ホームページでダウンロードする。
- ③ 電話または郵送で、資料の請求をする。



### ■本書をよく読んでください。

この手引きを読んで、十分に統計調査員の仕事を理解してください。



### ■登録の要件を確認しましょう。

次の要件に該当する方は、統計調査員として登録できません。

- ① 税務に直接関係のある方（例 徴収職員、徴税吏員）
- ② 選挙に直接関係のある方（例 選挙事務所職員、選挙運動員、立候補者）
- ③ 警察に直接関係のある方（例 警察官）
- ④ 暴力団に直接関係のある方（例 暴力団員、暴力団関係者）

※お勤めの方の中には、勤務先の上の承認が必要となる場合がありますので事前に確認しましょう。



### ■申し込みの準備をします。

「根室市統計調査員登録申請書」（7ページ）をきれいに記入したら統計担当に電話し、「統計調査員登録」をしたいとお伝えください。担当が面談の日を決定します。



### ■「根室市統計調査員登録申請書」を提出します。

本人が、市役所3階情報管理課統計担当へ提出してください。  
面談後「根室市統計調査員登録完了通知」が郵送されます。  
※来庁時に、申請書添付用の写真を撮らせていただきます。

## 2. 登録調査員制度の目的

登録調査員制度は、各種統計調査の従事希望者が事前に登録することです。それにより意欲のある方々が調査員となり、調査員の量・質の確保と向上が図られ、調査が円滑に進められます。

根室市は、北海道からの委託を受け「統計調査員確保対策事業」を平成23年度から実施し、統計調査員の確保に努めています。

## 3. 統計調査員の仕事

- 統計調査ごとに開催される「説明会」に参加し、調査内容の説明や各種用品を受け取ります。
- 説明会后、配布資料により復習し調査に備えます。
- 調査対象となる事業所や世帯を回り、調査の趣旨を説明し調査票の配布をします。
- 名簿の作成や調査区地図等の整備をします。
- 調査票の回収・点検・整理を行い提出します。



## 4. 統計調査員が担う役割と重要性

調査対象となる事業所や世帯から調査への理解や協力を得ることが、統計調査員の重要な役割となります。

調査対象の中には、統計調査に不慣れな方や調査訪問を受け不安を感じる方、多忙のため等さまざまな事情により協力を得るのが難しいこともあります。

調査員は、調査対象と直接対応する最も基本的で重要な役割を担うこととなります。このため、調査員は丁寧な対応をして信頼と協力を得ることが大切です。

調査員により回収された調査票は、「統計調査結果」として広く公表され活用されます。

## 5. 統計調査員の身分

統計調査員の身分は、国または北海道の非常勤の公務員です（根室市の非常勤の公務員ではありません）。統計調査ごとに、国または北海道から任命されます。

職務の特殊性のため、一般の公務員とは異なる取り扱いとなり、営利企業の従事制限はないので、兼業（自営、民間企業の正社員、契約社員、派遣社員、パートタイマー等）も法律上認められます。

## 6. 統計調査員の報酬



統計調査員には、調査活動に従事した対価として報酬が支払われます。

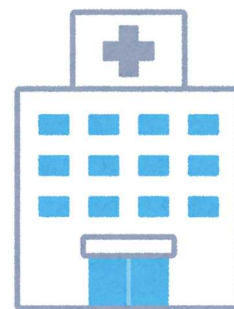
報酬額は、主に調査区数や世帯数、調査票の回収状況等により、国または北海道が定めた額を基に支払われます。

しかし、調査は請負仕事の側面があり、生計を維持できるものではありません。

## 7. 統計調査員の災害補償

統計調査員には、任命期間中の調査活動において災害（例えば転倒事故）に遭った場合、公務災害が適用されます。ただし、自動車による罹災は条件によっては保障される場合もありますが、加害事故の損害賠償は個人の任意保険での対応となります。

※公務災害の場合の治療費は、ご自身の健康保険では支払いできません。調査活動中に災害に遭ったら、すぐに市役所統計担当にご連絡ください。



## 8. 統計調査員の研修

登録した統計調査員は、国と北海道が主催する研修への参加ができます。この研修は、新規に登録した統計調査員や経験が5年未満の登録統計調査員を対象とし、統計調査に必要な実務知識を学ぶことができます。該当する登録統計調査員には、市役所統計担当からご案内いたします。また、参加旅費は、主催者が別に定める規定により支給されます。

## 9. 統計調査員の表彰制度

長年の調査活動等を功績として、統計調査員が国や北海道から表彰される制度があります。

■叙勲・褒章

■各省統計功績者表彰

■北海道社会貢献賞

■北海道知事感謝状



※表彰制度は、予告なく変更されることがあります。

## 10. 統計調査員の義務

統計調査員には、守秘義務（秘密を守る義務）があります。調査内容や知り得た事実を外部に漏らした場合、罰則が適用されます。守秘義務は統計調査員を辞めた後も適用されます。それにより、調査対象は他人に知られたくない事項も、安心して回答できます。



### 統計法

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一～四（略）

五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

1 （略）

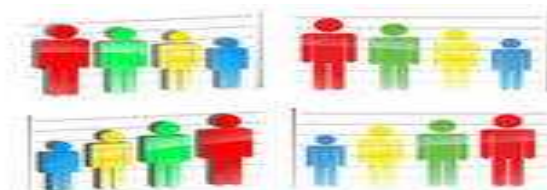
2 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 11. 調査従事への確認

各調査が実施される2・3カ月前に、指定された調査員数の統計調査員を確保するため、登録調査員等に従事意向について電話や文書により確認します。

従事の意向を示した調査員の中から、調査地区数やお住まい等を考慮して調査員を決定します。従事意向を示しても、従事できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。





## 12. 主な統計調査

統計分野	統計調査名	周期	内 容
人口・世帯	国 勢 調 査 	5 年	わが国に住む全ての人を対象に、人口や世帯の実態を明らかにする重要な調査。  次回調査 令和 7 年 10 月 1 日
住宅・土地	住宅・土地統計調査 	5 年	住宅と世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、現状と推移を明らかにする調査。  次回調査 令和 10 年 10 月 1 日
家 計	全 国 家 計 構 造 調 査 	5 年	家計における消費、所得、資産および負債の実態を把握し、消費の水準、構造等を明らかにする調査。  次回調査 令和 6 年 10 月～11 月
労 働	就 業 構 造 基 本 調 査 	5 年	15 歳以上の世帯を対象に、就業及び不就業の実態をより詳細に把握する調査。  次回調査 令和 9 年 10 月 1 日
経 済	経 済 セ ン サ ス - 基 礎 調 査 	5 年	事業所及び企業の活動の状態、産業や従業者規模別等、基本的な構造を明らかにする調査。  次回調査 令和 6 年 6 月～1 月
	経 済 セ ン サ ス - 活 動 調 査 	5 年	基礎調査を基に、企業及び事業所の経済活動状態を明らかにする調査。  次回調査 令和 8 年 6 月 1 日
産 業	農 林 業 セ ン サ ス  農林業センサス	5 年	わが国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源などを明らかにする調査。  次回調査 令和 7 年 2 月 1 日
	漁 業 セ ン サ ス  漁業センサス	5 年	わが国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにする調査。  次回調査 令和 10 年 11 月 1 日

### 13. その他の調査への推薦

国や北海道が実施する調査は、前ページで紹介した調査だけではありません。根室市を經由して行われる調査のほかに、「労働力調査」や「国民生活基礎調査」等、国の出先機関や北海道（振興局）が行う調査における調査員の推薦も行っています。

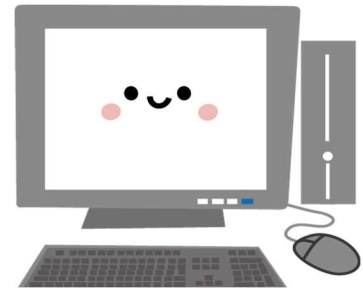
推薦をする際には、ご本人にご連絡のうえ従事意向を確認させていただきます。その後、関係機関との調整等を行い調査員として活動することになります。



#### 登録申請書は

根室市ホームページから

ダウンロードできます



様式	様式の名称	提出部数等
1	根室市統計調査員登録申請書	登録時に提出 A4 1枚
2	根室市統計調査員登録変更・抹消申出書	氏名・住所等の変更時及び 抹消の申し出の際に提出 A4 1枚



住所や氏名が変更となった時は、必ず変更申出書を提出してください。統計調査の意向確認や研修案内のお知らせを文書や電話等で行うため、宛先不明等で連絡ができない場合は、登録を抹消することになります。





年 月 日提出

フリガナ					写 真 貼り付け欄  縦4cm×横3cm 1年以内の写真
氏 名					
生年月日	昭和・平成	年	月	日	
	( 歳 )				
住 所 (方書)	〒 根室市				
自宅電話	-	携帯電話	-	-	運転免許 有・無
経 歴	禁固以上の刑に処せられたことがありますか。				はい・いいえ
	(はいとお答えの方：その執行は終わりましたか。また、受けることがなくなりましたか。)				はい・いいえ
	懲戒免職の処分を受けたことがありますか。				はい・いいえ
	(はいとお答えの方：処分の日から2年を経過しましたか。)				はい・いいえ
登録事由	1	広報・ホームページを見て	4	市職員・統計調査員等からの紹介	
	2	町内会の推薦	5	元公務員	
	3	統計調査員経験者	6	その他 ( )	
職 業 (主となるもの)	1	農林漁業	4	パート・アルバイト等	
	2	商業(自営業)	5	無 職	
	3	会社員(給与生活者)	6	その他 ( )	
<p><b>【意向確認欄】</b></p> <p>根室市においては、国が実施する統計調査に関連して、本申請書に記載されている個人情報の利用は、各種統計調査の調査員等へ推薦する目的の範囲内で行いますが、他の行政機関(国・北海道)からの調査員等として推薦してほしいとの情報照会があったときには、当該機関に登録情報を提供することとしています。</p> <p>登録情報を提供することに同意しますか。      1 同意します      2 同意しません</p> <p>※ご同意いただけない場合は、国や北海道等の調査員や指導員として任命するための個人情報を提供できないため、それらの統計調査に従事することはできなくなります。</p>					
根室市使用欄	受 付 印		面談状況	結 果	良 ・ 否
				面談者	印

フリガナ					
氏 名					
変 更 内 容	氏 名	変更前			
		変更後			
	住 所	変更前			
		変更後			
	電 話	自宅電話	変更前	—	
			変更後	—	
		携帯電話	変更前	—	—
			変更後	—	—
	そ の 他 (職業・運転免許等)	変更前			
		変更後			
抹 消 事 由 (該当番号に ○)	1	一身上の都合 (転出・仕事の都合・健康不良・介護・子育て・その他)			
	2	統計調査員本人の死亡 (死亡年月日 平成 年 月 日)			
	3	その他 ( )			
統計調査員が死亡の場合等で代理人が届け出る場合は、下記の代理人欄に記入してください。					
フリガナ					続 き 柄
代理人氏名					
住 所					
連 絡 先					
根室市使用欄	受 付 印		処 理 状 況	処理年月日 年 月 日	
				担 当 印	



## 根室市総務部情報管理課統計担当

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地

電話 23-6111 内線2356